

関島社会保険労務士事務所便り

2009年
7月号

〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町2 - 7 - 13
電話：03-3609-7668
FAX：03-3609-0404
E-mail: sr8seki.jima@yahoo.co.jp
HP: <http://srseki.mine.nu>



記録の横領・複製等による営業秘密取得に刑事罰

◆改正不正競争防止法が成立

この度、「不正競争防止法の一部を改正する法律案」が可決・成立し、4月30日に公布されました。施行は来年の4月以降となる予定です。この法改正は、企業が保有する顧客情報などの営業秘密保護を図るための措置を設けたもので、一般企業にも大きな影響を与えるものと思われます。

◆主要な改正内容

(1) 営業秘密侵害罪の目的要件の変更

これまで、営業秘密を侵害したとして罰するには、「不正競争の目的で」侵害することが必要とされていました。これが改正され、「不正の利益を得る目的で、またはその保有者に損害を加える目的で」侵害することで足りるようになりました。そのため、これまでには罰することのできなかった「営業秘密をネット上の掲示板に書き込む愉快犯的な行為」も罰せられるようになります。

(2) 処罰対象行為の見直し

これまで、処罰の対象となるのは、詐欺的行為や管理侵害行為などを行ったうえで、「営業秘密記録媒体などを介した方法により」不正に営業秘密を取得した場合だけで

した。これが改正され、「会議における会話などを盗聴する場合」なども処罰の対象となります。

(3) 営業秘密取得自体への刑事罰の導入

これまで、営業秘密の保有者から秘密を示された者（従業員など）については、秘密の使用・開示に至った段階で初めて刑事罰の対象となっていました。これが改正され、「記録媒体などの横領」「記録媒体などの記録の複製作成」「記録の消去義務に違反したうえで消去したように偽装する行為」という方法で営業秘密を取得した場合にも罰せられるようになりました。

営業秘密が何であることを明確にした上で従業員への徹底が必要です。

城東統括支部幹事長に就任 —事務所からのお知らせ—

このほど、私、関島は、東京都社会保険労務士政治連盟城東統括支部（足立・荒川・葛飾・墨田・江戸川・江東）の幹事長に就任しました。中小企業主の皆さんとそこに働く従業員の要求を国や国会議員、地方自治体や地方議員に橋渡しする役です。積極的にご活用ください。

口座振替による前納で年3690円お得

1 国民年金の保険料納付が必要な人

個人事業主など厚生年金・共済年金に加入していない人、会社を退職した60歳未満の人、会社を退職した人の60歳未満の妻等は国民年金の第1号被保険者になり、個人で国民年金の保険料を納付します。保険料を1年間納めると約2万円の年金額なり、本年度の保険料は月額

1万4,660円です。納付期限は、翌月末日です。納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。

なお、所得が少ないなど、保険料の納付が困難な場合には、申請手続によって保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

2 保険料の前納制度

保険料を一定期間分前納すると、その期間に応じて保険料が割引されます。

◆ 納付書による平成21年度保険料（単位：円）

	1月分保険料	6月分保険料	1年分保険料
毎月納付	14,660	87,960	175,920
6月前納（注1）		87,250	174,500
割引額		710	1,420
1年前納（注2）			172,800
割引額			3,120

（注1）4月～9月分の前納の期限は4月30日

10月～翌年3月分の前納の期限は10月30日

（注2）1年前納の期限は平成4月30日

◆ 口座振替による平成21年度保険料（単位：円）（手続きは金融機関又は社会保険事務所）

	1月分保険料	6月分保険料	1年分保険料
毎月納付	14,610	87,660	175,320
割引額	50	300	600
6月前納		86,960	173,920
割引額		1,000	2,000
1年前納			172,230
割引額			3,690

◆ 口座振替による前納の手続期限

4～9月の6か月前納および1年前納	2月28日
10～3月の6か月前納	8月31日

3 年金額を増額したい人は

年金額を増額したい人は、付加保険料として月額400円を合わせて納付することができます（国民年金基金の加入員を除く）。この場合、「200円×付加保険料納付月数」が老齢基礎年金に加算されます。例えば、年間4,800円

の保険料を納付すると年金額が2,400円増額になるため、2年間の付加年金を受給すれば、元が取れることとなります。

ゆとりある年金額にするためには、国民年金基金への加入も検討する価値があります。

お勧めの助成金

返済不要

1、中小企業緊急雇用安定助成金

従来の雇用調整助成金の中小企業版として昨年12月新設されたものです。

☆受給要件

- ①雇用保険に加入していること。
- ②最近3か月の売上又は生産高が直前3か月又は前年同期比5%以上減であること。
- ③その雇用する従業員を一時的に休業、教育訓練又は出向させること。

☆事業主がもらえる助成金額（休業の場合）

- ①休業により控除した金額の8割（解雇せず雇用維持に努めている事業主は9割、但し、最高限度額1人当たり1日7730円）

従業員を休業させた場合、事業主には6割以上の休業手当を支払うことが義務付けられていますが、この休業手当のほぼ全額が助成されます。

- ②1年間200日、3年間300日。

☆注意点

この助成金は休業実施前に1か月単位で計画を届出、実施後も1か月単位で実施内容を報告しなければなりません。2ヶ月以内に支給決定がなされるよう改善通達が出されているようです。

2、高年齢者雇用開発特別奨励金（新設）

☆受給要件

- ①雇用保険に加入していること。
- ②ハローワークの紹介により1年以上継続して雇用する65歳以上の労働者を雇い入れること。

☆事業主がもらえる助成金額

- ①一般労働者の場合 90万円
- ②短時間労働者の場合 60万円

☆注意点

新設の助成金で、ハローワークの紹介によるという要件をクリアできるかが鍵です。

3、若年者等正規雇用化特別奨励金（新設）

☆受給要件（次のいずれか）

- ①年長フリーター（25歳以上40歳未満）をハローワークに求人を提出し、ハローワークからの紹介により正規雇用する場合
- ②年長フリーターをハローワークからの紹介によりトライアル雇用として雇い入れ、トライアル雇用終了後正規雇用する場合
- ③有期実習訓練修了者を正規雇用する場合
- ④ハローワークに求人を提出して採用内定を取り消された新規学卒者を正規雇用する場合

☆事業主がもらえる助成金額

- ①第1期 正規雇用開始日から6ヶ月経過後 50万円
- ②第2期 正規雇用開始日から1年6ヶ月経過後 25万円
- ③第3期 正規雇用開始日から2年6ヶ月経過後 25万円

4、定年引上げ等奨励金

☆受給要件

次のいずれかを実施する事業主で、60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。

- ①65歳以上への定年の引き上げ
- ②70歳までの希望者全員の雇用延長
- ③定年制の廃止

☆事業主がもらえる助成金額

60万円～120万円（雇用保険被保険者が9人未満事業所は40万円～80万円）

●年金相談業務の一部を社労士会に委託へ

社会保険庁は、国民年金保険料に関する業務の民間への委託範囲を今年の10月から拡大し、これまでの滞納者への納付督促だけでなく免除申請手続の促進も新たに加える方針を明らかにした。また、10月に発足する「日本年金機構」は、年金相談業務の一部を全国社会保険労務士会連合会に委託の予定。(7月3日)

●求人倍率が過去最低、失業率もさらに悪化

厚生労働省が5月の求人倍率を発表し、0.44倍(前月比0.2ポイント減)で1963年の調査開始以来最低となったことが明らかになった。また、総務省が「労働力調査」を発表し、5月の完全失業率が5.2%(前月比0.2ポイント悪化)となったことがわかった。(6月30日)

●夏季休暇は連続平均「5.6日」

厚生労働省が夏季休暇に関する調査(全国主要企業1,270社を対象に実施。1,102社が回答)の結果を発表し、今夏に企業が予定している連続休暇の平均が「5.6日」であることがわかった。前年に比べ0.2日短くなっている。(6月30日)

●「社内資格や賃金の格差に男女差別」東京地裁

社内資格や賃金における男女格差は差別に当たるとして、昭和セル石油の女性社員ら12名が男性社員との差額賃金などの支払いを求めていた訴訟で、東京地裁は「違法な男女差別があった」と認定し、同社に慰謝料として計約4,900万円の支払いを命じた。差額賃金の算定は困難と判断した。(6月30日)

●野党が製造派遣を禁止する派遣法改正を提出

民主、社民、国民新の野党3党は、製造業への

労働者派遣を原則として禁止することなどを盛り込んだ労働者派遣法改正案を衆議院に提出した。しかし、政府案との違いが大きく成立は困難とみられる。(6月27日)

●改正育児・介護休業法が成立

改正育児・介護休業法が、参議院本会議で可決・成立した。3歳未満の子を持つ従業員への短時間勤務制度と残業免除制度の導入を企業に義務付けるなどの内容で、一部を除き、1年以内に施行の予定。(6月24日)

●「終身雇用」を希望する新入社員が増加

今年の新入社員のうち「終身雇用を希望する」と回答した人が73.5%(前年比7.1ポイント増)だったことが、産業能率大が実施したアンケート調査でわかった。また、「年功序列を希望する」と回答した人は47.5%(11.1ポイント増)だった。(6月23日)

●改正国民年金法成立 国庫負担2分の1に

基礎年金の国庫負担割合を従来の「3分の1強」から「2分の1」に引き上げる内容を盛り込んだ改正国民年金法が成立した。負担割合の引上げが検討課題として法律に明記されたのは1994年(平成6年)の改正だった。(6月19日)

●精神疾患での労災認定が過去最多の269人

厚生労働省は、職場のストレスや過労などが原因でうつ病などの精神疾患を発症して労災認定を受けた人が、2008年に過去最多の269人に上ったと発表した。年代別でみると、最も多いのが30代(74人)、続いて20代(70人)、40代(69人)で、20代~40代で全体の約8割を占める結果となった。(6月9日)